

# 会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	健康づくり課
会議名 (審議会等名)	令和元年度 第3回嬉野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会		
開催日時	令和2年1月22日(水) 14:00~15:30		
開催場所	嬉野市役所 塩田保健センター 2階会議室		
傍聴の可否	㊦ ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委員	犬尾委員、古河委員、坂口委員、池田委員、 樋口委員、谷口委員、栗山委員、古賀委員、 森田委員、藤山委員、藤田委員、蒲原委員	
	事務局	市長、市民福祉部長、健康づくり課長、税務課長 健康づくり課副課長、同課主任	
	その他		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	第3回嬉野市の国民健康保険事業の運営に関する協議会資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	健康づくり課
議 題	(1) 令和2年度嬉野市国民健康保険税率の諮問および答申について (2) 令和2年度嬉野市国民健康保険特別会計予算(案)について		
内 容			
審議経過	事務局	(資料確認)	
	市長	(市長あいさつ) (令和2年度の国民健康保険税率について市長から協議会へ諮問書の提出)  令和2年度の国民健康保険税率は次のとおりとしたいので貴職の意見を伺います。 一般被保険者医療給付費分の保険税、 所得割率 10.15% 均等割額 25,900円 平等割額 40,600円 後期高齢者支援金分の保険税 所得割率 2.95% 均等割額 6,600円 平等割額 10,600円 介護納付金分の保険税 所得割率 2.47% 均等割額 9,900円 平等割額 5,500円 以上です。	
	会長	(会長あいさつ) 国民健康保険税率の改正について諮問書を頂きました。答申をします のでそれを踏まえて審議をお願いします。	
	事務局	(会議成立の報告)	
	会長	(会議録署名委員の選任) 署名委員を保険医代表として栗山委員、被保険者代表を藤山委員に選 任してよいでしょうか。	
	委員	《異議なし》	

審議経過	事務局	<p>議題（１）嬉野市国民健康保険税率の諮問および答申について事務局から説明</p> <p>（税率改正議論の経緯）</p> <p>国より国保財源として県等に交付される公費が確定し、1月9日に県が各市町の標準保険税率を示した。昨年度の標準保険税率は、現行税率を上まわる税率が提示されていたが、嬉野市国保会計の決算余剰金から財源の不足を補うことで当協議会に審議をいただき平成31年度の税率据え置きをしている。</p> <p>（標準保険税率）</p> <p>標準保険税率準拠の賦課をした場合、所得250万円の親2人子ども2人の子育て世帯を想定したモデル世帯で年間13,500円の増税。このモデル世帯は均等割軽減を受けない区分なので、増税の影響が特に大きくなります。標準保険税率の県内比較だが、医療、後期、介護分を全て合計した分を比較すると、嬉野市は、所得割率が県内8位、均等割額は県内12位、平等割額が県内2位となる。納付金制度では県から市町へ保険給付で必要となった費用が全額交付される。県が、市町が納めるべき納付金額とその納付金に不足が生じない標準保険税率を算定し提示するので、市町にとっては標準保険税率どおりに税をかければ単年度の収支均衡がとれる。今回の諮問は標準保険税率にあわせて税をかけるという原則にあわせた形になっている。</p>
	委員	<p>増税を見込んで、均等割、平等割をあげれば増税になるというのは予測しますが、所得割を下げて調整されたのはどういうことでしょうか。</p>
	事務局	<p>嬉野市の国保加入者は所得が200万円いかない方が3分の2以上です。なので実際に必要な税を集めるためには均等割、平等割に一定の割合をかけておかなければ税が集まりません。所得の高い世帯が多い市町では所得割をあえて高くしている市町もあります。均等割、平等割に賦課をかけることによって、低所得者の軽減制度がありますので、均等割をかけても軽減分があるので救済を受けることができます。以前の改正の時から県内市町の中では嬉野市は応能割（所得割）ではなく応益割（＝均等割、平等割）に振った賦課の仕方をしています。</p>
	委員	<p>徴収率は来年度以降の保険金額の算定に影響があるのでしょうか。</p>
	事務局	<p>徴収率が高かった場合、標準保険税率が低かった可能性があります。</p>

審議経過	委員	徴収率を上げる必要があるということです。徴収率を上げることが負担を下げることに繋がっているという意味では、徴収率をあげないと誰かが負担しているわけですから、当たり前には払っている人に対して不公平でもある。努力をしていただかなければいけない。
	事務局	徴収率については平成 27 年度から 29 年度の当市の実績を基に積算しています。徴収の強化をしていかなければならないと考えています。
	会長	議題 (2) の説明をお願いします。
	事務局	議題 (2) (令和 2 年度嬉野市国民健康保険特別会計予算 (案) について説明)  平成 31 年度 (令和元年度) の予算の大きな特徴は、税率の据え置きという形でしたので税金が不足する分については、国民健康保険基金繰入金などを用いて、税率据え置き分の足りない分を補って予算を成立させていました。  今回標準保険税率に合わせた税率改正がされれば基本的に歳入歳出の収支均衡がとれる予算になります。財源を全て税で賄えることになっています。今後も標準保険税率に合わせれば収支均衡した予算ができることとなります。  (歳入について) 特別交付金分ですが、この中には、保険者努力支援分、県の 2 号繰入分、特別調整交付金、特定健診に係わる補助金の分が含まれます。この中の保険者努力支援分と県の 2 号繰入分は、医療費適正化と市町のがんばりに対して交付される交付金になりまして、評価があがって増額となっています。特別調整交付金ですが、これは精神・結核に係る部分、特に嬉野では精神に係る医療費が県内でも高いです。交付金財源が多ければ税に依るところが少なくなり税率を抑制する要因となります。  (歳出について) 事務局 医療費に関して現年度の実績に応じて、療養給付費で約 5,000 万円増。高額療養費が約 2,600 万円増の見込みをたてています。 県に納める納付金の医療分が前年度比で約 6,000 万円減額となっています。これは前期高齢者交付金の影響で、県全体で、概算でもらって 2 年後に精算される仕組みですが嬉野市分も減額となっています。逆に介護納付金分は精算の影響が少なかったため、あまり変わりません 保険事業費では、特定健診がはじまって単価を 10 年程度据え置いて

		<p>いましたが、診療報酬の改修等を考慮し他県との比較をしながら今後数年をかけて見直しを予定しています。次年度の単価が 7,020 円から 7,535 円に改定になっていますので、特定健診予算額が増となっています。</p>
	委員	<p>予算案ですけれども、全体で 921 万円増えています。平成 31 年度と令和 2 年度では国民健康保険被保険者は減少しています。減少傾向にある中で支出の方が多いということは、医療にかかっている人間が多いのか、一人当たりの医療費が高いのかその辺りどのようにお考えでしょうか。</p>
	事務局	<p>一人当たりの医療費の単価が増えている影響が大きいと考えられています。</p>
	委員	<p>歳出で高額療養費を増で見込んでありますが、特徴的な部分はありませんか。</p>
	事務局	<p>透析や複雑な手術など、高度な医療を受ける方が多ければ療養給付費もあがりますし、高額療養費もあがります。国保連を通じて分析したところ、他市町よりも医療費水準が高いのは、医療機関にかかりやすく、高度な医療を受けやすい環境にあることが一因かと思われます。この傾向が一時的なものか、継続的なものかは分からないところがありますが、予算として対応しています。</p>
	会長	<p>議題については終わりましたが、協議会として答申をする決定をしなければなりません。</p> <p>当諮問どおりに答申したいということで、決定していいか、皆様のご判断を仰ぎたいと思います。今回案について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	委員	<p>(全会一致で賛成。令和 2 年度の国民健康保険税率について承認された)</p> <p>(また、答申への付帯意見を、収納率の向上の点、中長期的な被保険者の負担増を避ける分析を続けるという点、適正な医療費を確保するために、医療費の適正化を図る点、以上 3 点として、とりまとめについては会長に一任された。)</p> <p>(閉会)</p>